

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で国民健康保険税や介護保険料の納付が困難になった場合は、収入の減少度合いなどによって申請日以後の納付額が減免されることがあります。

1 適用要件と減免額は次の①②のとおりです。

①新型コロナウイルス感染症に感染（り患）した場合

要件：り患により、生計中心者が死亡または重篤な傷病を負ったこと

減免額：全額免除

②経済活動自粛等の影響で生計中心者の令和2年2月以降の収入が減少し、国民健康保険税や介護保険料の納付が困難になった場合（減収）

減免対象	国民健康保険税（国保） 減収した生計中心者の属する世帯		介護保険料（介護） 生計中心者と同じ世帯の第1号被保険者	
要件	国保の場合は「世帯主」が下のアからウの3つを満たすこと 介護の場合は「生計中心者」が下のアとイの2つを満たすこと ア 今年の見込み事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかが、前年のその収入より3割以上減少した。 イ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下※「収入」とは、事業では仕入れや必要経費を差し引く前、給与では保険料や源泉徴収税額を差し引く前の額。手取り金額ではありません。 ウ 前年合計所得金額が、1,000万円以下			
生計中心者の前年合計所得（左）に応じた減免割合（右）	300万円以下。または廃業・失業	全部	200万円以下。または廃業・失業	全部
	400万円以下	8割	200万円超	8割
	550万円以下	6割	※「第1号被保険者」とは、65歳以上の方。	
	750万円以下	4割	40～64歳の方の介護保険の納付金は、健康保険料（税）に含まれます。	
	1,000万円以下	2割		

$$\text{減免額} = \text{税額} \times \frac{\text{減収見込みの事業収入等に係る前年所得}}{\text{(国保) 世帯主および被保険者の前年所得の合計} + \text{(介護) 生計中心者の前年合計所得}} \times \text{減免割合}$$

2 減免申請について

申請は、7月に送付される納税通知書・納入通知書で納付額を確認してから、以下の書類を郵送で提出してください。書類は市ホームページからダウンロードするか各担当課に電話で請求してください。

減免申請書（①②共通）

り患のわかる診断書（①）診断書の作成費用は自己負担です。

収入見込み額等を記載した計算書（②）

②の添付書類…確定申告書第一表（収入額の記載がある場合に限り）の控えの写しまたは収支内訳書や青色申告決算書の控えの写し、給与所得者は令和2年1月分から申請日の直近までの給与明細書の写し、転入者は令和2年度所得証明書および令和元年度収入額のわかる書類

あて先 〒038-3192 つがる市木造若緑61番地1 つがる市役所 国民健康保険課 または 介護課

つがる出張所、稲垣出張所、車力出張所では対応していません

広 告

現地確認 見積り無料 屋根・外壁の塗装・リフォーム



●一級建築業 青森県知事許可(特-29)第400424号 ●リフォーム固定2.95%低価格 15年まで可
【昭和58年度五所川原産業高校卒 前田昭徳(写真中央)】

◆ホームページは◆
Google

屋根・外壁リフォーム専門店 電話は今すぐ、こちらから
アートリフォーム株式会社 0173-33-4713 アートリフォーム株式会社
五所川原市七ツ館虫流51-29 担当 前田 日本建築塗装職人の会

広 告

STIHL 刈払機下取りキャンペーン中！
壊れていても他社製品でもどんな刈払機でも3,000円～下取り

(株)長内土木造園

造園工事一式
○設計 ○施行 ○管理業務
○整枝剪定 ○伐採 ○草刈り

〒038-3304 青森県つがる市下車力町盛野83
TEL.0173-56-3131 FAX.0173-56-3132

3 よくある質問

(国保・介護共通)

申請はいつから？	申請書は納税通知書が送付される令和2年7月1日以降に提出できます。減免は申請日以後に納期限（特別徴収では年金支払日）が来る納期が対象となります。
口座振替の場合、減免で振替が停止されますか？	口座振替世帯では、減免決定時点で市から金融機関に振替依頼している場合、減免前の額がいったん引き落としされますが、減免後の額に調整されます。 特別徴収世帯では、減免決定後すぐに天引きが停止できないためいったん特別徴収されてしまいますが、対象納期を普通徴収に振り替えて減免適用されます。
収入見込額とは？	令和2年1月から申請日までは毎月の実際の収入額を、申請日から12月までは、今後の状況を踏まえて金額を計算してください。申請後も、申請した見込額に対する毎月の実際の収入額を管理してください。
減免決定後に収入の状況が改善したら？	減免は申請日時点で令和2年の減収を見込んでの決定となり、翌年の申告の結果、3割以上の減収となっていない場合は減免取消となることがあります。 減免決定後に収入状況が改善した場合は必ず申し出てください。
支援金などの補償	給付、保険金、損害賠償などの収入補償は、今回の「収入」に含みません。
国民健康保険税と介護保険料の申請は別々ですか？	制度上の違いもあり、国保では世帯が、介護では被保険者1人ずつが減免の対象となり、申請を別にする必要があります。減収した生計中心者の収入見込額計算書の金額は、いずれも同じになります。介護では、被保険者が複数人いる世帯では、その被保険者ごとに申請することになります。

(国保の減収世帯)

ほかに減税の制度はありませんか？	新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、解雇、倒産、事業所の規模縮小等による失業者は、上記とは別に【非自発的失業者軽減】に該当する場合があります。詳しくは納税通知書3ページ裏面をご覧ください。
------------------	---

4 その他

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和2年2月以降の令和元年度の納期、あるいは令和2年4月と6月に天引きされた納期の減免についても実施できるかどうか調整中です。実施する場合は、あらためてお知らせいたします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 電話42-2111 国民健康保険課（内線277） 介護課（内線235）

国民年金保険料免除等制度のご案内

経済的な理由で国民年金保険料(以下「保険料」といいます。)の納付が困難な場合は、保険料免除・納付猶予(学生の方は学生納付特例)の申請を行ってください。令和2年度分(令和2年7月から翌年6月まで)の保険料免除・納付猶予申請の受け付けが、令和2年7月1日から始まります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

また、以下に該当する方は、前年所得に関わらず保険料の納付が免除または猶予される場合があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した方

保険料の免除等は、通常、申請年度の前年所得で審査しますが、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の内容を申し立てることで、現在の所得状況によって免除等を申請できます。臨時特例の適用を希望する場合は、所定の様式に見込所得額等を記入し、免除等の申請書に添付してください。

(注意) この制度は、令和2年2月からの保険料に適用されます。

●失業した方・事業を廃止(休止)した方(理由は問いません)

特例認定制度により、前年所得を0とみなして審査します。特例認定の適用を希望する場合は、失業等の事実が確認できる書類を、免除等の申請書に添付してください。



【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339

市役所市民課 電話42-2111 (内線261・267)